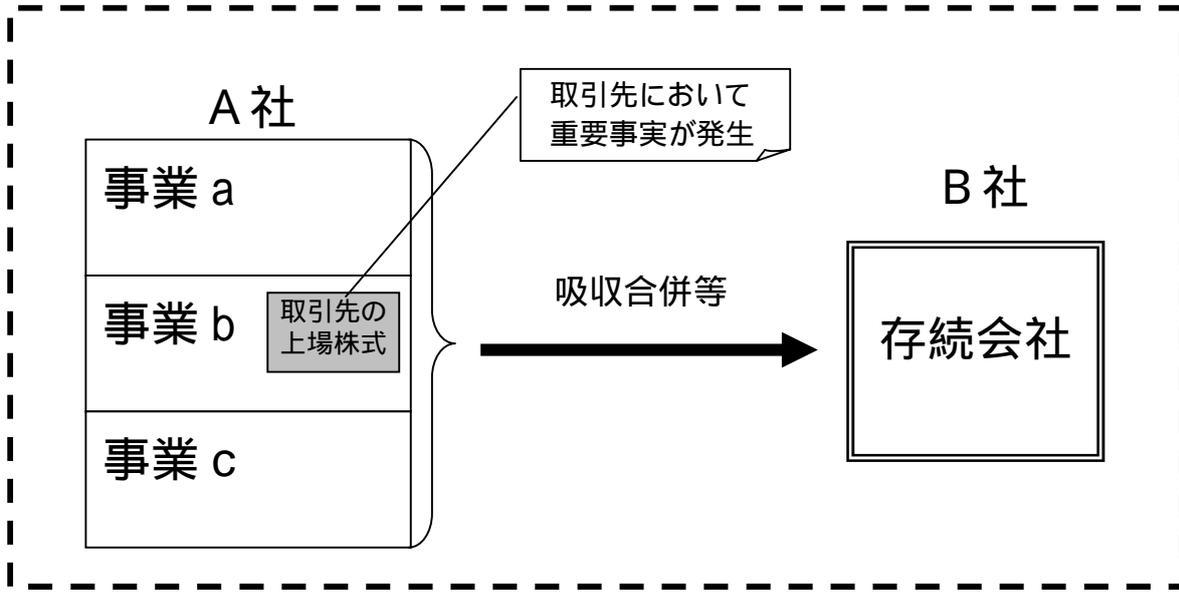


保有株式の承継に関する見直し



	現行	見直し案	考え方
事業譲渡	規制対象		<p>(全般的に規制対象化)</p> <p>保有株式の承継は、実質的に上場株券等の取引としての性質を有する。取引先の情報は被承継会社(A社)にとって外部情報であり、承継会社(B社)が把握することは難しい。</p> <p>重要事実を知りながら保有株式を承継した場合には、証券市場の公正性・健全性に対する一般投資家の信頼を損なうおそれ。</p>
合併	規制対象外(売買等にあたらぬ)	<p>適用除外</p> <p>承継資産に占める株式の割合が軽微な場合</p> <p>重要事実を知る前の契約に基づく承継の場合</p> <p>新設分割により承継する場合</p>	<p>(適用除外)</p> <p>重要事実を知っていても、承継資産に占める株式の割合が軽微な場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継対価全体に与える影響は小さく、 ・インサイダー取引のために組織再編を行うにはコストが過大で、インセンティブに乏しい <p>と考えられるため、<u>不公正取引に利用される危険性は典型的に低い</u>。</p>
会社分割		<p>全般的に規制対象に</p>	<p>重要事実を知ったことと無関係に行う取引であるため、証券市場の公正性・健全性に対する一般投資家の信頼を損なうことはない。</p> <p>新設分割は分社化の機能を有するものであり、第三者との取引の性質を有さない。</p>